

# GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

1991/第6号

平成3年1月20日発行

題字：梶原拓岐阜県知事

写真提供：県企画部観光課より



社団法人 岐阜県環境保全協会  
岐阜市薮田1-101 水産会館内

# 目 次

新年のご挨拶 ..... (社)岐阜県環境保全協会理事長 梶原 拓 1

巻頭言「迎春にあたって」 ..... 大垣市長 小倉 満 2

特 報「マニフェストシステムに関する  
アンケート調査の概要」 ..... 適正処理委員会 3

特 集 新春放論  
「資源化処理」 ..... 7

協会だより 1. 第3回理事会の開催 ..... 11  
2. 各種委員会の活動 ..... 11  
期待大きい産業廃棄物対策基金 ..... 13

寄 稿 「自然との調和ある長良川河口堰の建設に向けて」 ..... 岐阜県 15

マスコミ報道の紹介 ..... 18

エッセイコーナー 「人生一人 旅行けば(樂しき哉人生)」 ..... 名和昆虫博物館長 名和秀雄 20

新入会員の紹介 ..... 21

会 員 の 声 ..... 22

ト ピ ッ ク ..... 23

編 集 後 記 ..... 24



## 新年のご挨拶

社団法人岐阜県環境保全協会理事長

(岐阜県知事) 梶原拓

平成3年の新春を迎え、会員の皆様方に、心から新年のお慶びを申し上げます。

昨年はP C B、ダイオキシン等廃棄物に関する話題、問題が報道機関等で大きく取り上げられ、「廃棄物の処理」についてより一層の適正化が叫ばれた年でした。

これら廃棄物の適正処理の推進を図るための一環として、国においては、「マニフェストシステム」(積荷目録制度)が全国的に導入され、さらには、「建設廃棄物処理ガイドライン」「医療廃棄物処理ガイドライン」が示され、また、本県におきましても、「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」が施行されたところあります。

当協会といたしましては、産業廃棄物を取り巻く諸情勢が大きく変化する状況において、公衆衛生の向上や、生活環境の保全を図るために、会員の資質向上や適正処理に関する啓発普及に努めるとともに、皆様の多大なるご理解とご協力により、「岐阜県産業廃棄物対策基金」を創設したところあります。

今後この基金の造成に対しましては、会員各位のご努力はいうまでもなく、事業者の方々の絶大なるご支援が是非とも必要であり、目標額の達成にお力添えをお願いするものであります。

一方、中東地域の紛争などにより、日本を取り巻く社会情勢が変化し、資源・エネルギー問題が再びクローズアップされてきております。産業廃棄物についても再資源化や再利用の推進が極めて重要な問題になっております。そのためには産業廃棄物の新しい処理システムの開発・促進など、平成3年を迎えて、住みよい地域環境保全のため今後当協会が取り組むべき課題は多く、その果たすべき社会的役割は益々増大するものと考えております。

なお、岐阜県においては、現在「花の都ぎふ」推進運動を展開しております。産業廃棄物の適正な処理は、こうした運動など「住みよいふるさとぎふづくり」推進のうえで不可欠な条件であります。

会員の皆様方におかれましては、産業廃棄物処理の先進県の一員としての自覚をもたれ、「輝く未来の岐阜県づくり」に向けてその適正処理の一層の推進にご尽力頂きますようお願いいたします。

最後になりましたが、協会員各位の今後のますますのご発展を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。



## 迎春にあたって

大垣市長 小倉 満

(協会理事)

明けましておめでとうございます。本協会は、設立以来3年目を迎ますが、これまで『輝く未来の岐阜県づくり』の基盤となります快適な環境づくりに着々と成果をあげておられますこと、誠にご同慶に堪えません。

特に『岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱』の制定、更には『産業廃棄物対策基金』の創設等、県民総参加によるこれらの対策に、実効があがっております。

今後の課題は、産業廃棄物の最終処分場の確保と存じます。今回、厚生大臣の諮問機関であります生活環境審議会から、これから廃棄物処理対策の在り方に関する答申案が、出されました。その骨子の中にも、産業廃棄物の適正処理場確保の公共関与について提言があり、従来のフェニックス計画も含め、産業廃棄物と市町村から排出される一般廃棄物の併せ管理型処分場建設が、最も急務であると指摘されております。

技術革新が急速に進展する昨今、環境問題は大きな社会問題として、連日のごとくテレビ、新聞雑誌等で報道されると共に、国際問題として地球規模で検討されています。地球環境汚染問題は、人類の未来にとって大きな課題であり、全世界の英知を結集して、問題解決が図られています。

こうしたなかで、県のラブアース岐阜運動の一環として、大垣市も『ごみ問題推進対策本部』を平成2年12月18日に設置し、平成3年4月には、15万市民の協力を得て(仮称)『大垣市ごみ有効利用懇談会』を設立したいと考えております。そして各界からのご提言を生かし、ごみ問題の根元であります資源化、減量化等推進のための収集分別対策の強化をはかり、21世紀を目指した衛生的で、安心して快適な暮らしのできる街づくりを、進めてまいります。

今後とも、格別のご指導ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

## マニフェストシステムに関する アンケート調査結果の概要

本協会では、平成2年度適正処理委員会事業の一環としてマニフェストシステムに関する調査を実施しました。このほど、その結果がまとまりましたので概要を報告します。

### 1. 調査の目的

この調査は、マニフェストシステムが平成2年度から「全国様式」及び「岐阜県様式」と相次いで施行され、相応の期間を経過したことから

- 1) システムの定着状況と問題点の把握
- 2) 調査の実施による啓発効果
- などを目的としたものです。

なお、別に産業廃棄物処理に関する諸意見の収集をも期待しました。

### 2. 協力機関

岐阜県衛生環境部環境整備課・各保健所  
岐阜市生活環境部環境保全課

### 3. 調査対象

岐阜県産業廃棄物指定事業所要綱による422事業所

### 4. 調査方法

- 1) 別紙様式「調査票」により2年10月実績を基に記入していただくこととし、郵送方式を採用しました。
- 2) 調査票は、2年11月5日に発送し11月末日を報告期限としました。

### 5. 調査内容及び結果の概要

#### 1) 回答状況

別表①のとおり246事業所から回答が寄せられたが、うち6事業所は廃棄等の事由により無記入であったため有効回答率は57.6%にとどまりました。なお、飛騨地区の回答率が

最も高率であつたほか、地区毎に大きなバラツキが目立ちました。

- 2) マニフェストシステムの周知状況など

別表②のとおり37.5%の事業所が「知らない」と答えていたが、なかでも東濃地区52.5%、飛騨地区70.6%と異常な高率を示しました。

別表②

|          | 岐阜 | 西濃 | 中濃 | 東濃 | 飛騨 | 合計 (%)   |
|----------|----|----|----|----|----|----------|
| 回答数      | 40 | 71 | 32 | 80 | 17 | 240 100  |
| 1. 知っている | 31 | 53 | 23 | 38 | 5  | 150 62.5 |
| 2. 知らない  | 9  | 18 | 9  | 42 | 12 | 90 37.5  |

また、「知っている」と答えた事業所のうち

46.4%が「協会・組合等による広報活動」を、25.4%が「行政機関による」通知を、その情報源として挙げておられます。

- 3) 処理方法と処理結果の把握

処理方法は別表③のとおりで、岐阜・西濃及び中濃地域は許可業者に処理委託する頻度の高いことが判ります。一方、東濃及び飛騨地域においては自己処理又は市町村処理の頻度の高さが判ります。

別表③ 複数回答

|               | 岐阜 | 西濃 | 中濃 | 東濃  | 飛騨 | 合計 (%)   |
|---------------|----|----|----|-----|----|----------|
| 回答数           | 52 | 99 | 44 | 103 | 32 | 330 100  |
| 1. 事業所内で自ら処理  | 9  | 28 | 10 | 32  | 8  | 87 26.3  |
| 2. 市町村に処理を依頼  | 3  | 3  | 3  | 38  | 9  | 56 16.9  |
| 3. 許可業者に処理を委託 | 37 | 63 | 29 | 27  | 11 | 167 50.6 |
| 4. その他        | 3  | 5  | 2  | 6   | 4  | 20 6.0   |

また、90%以上の産業廃棄物の処理方法について調査票を精査しましたところ、許可業

# 特 報

者に処理を委託する場合が、岐阜地域93.3%・中濃地域92.8%・西濃地域78.2%の順序で高く、東濃地域34.8%・飛騨地区33.3%であることが判りました。

最終処分結果の把握状況については、16.0%の事業所が「把握していない」と答え、飛騨地区・東濃地区の順序で高率でした。

一方「把握している」と答えた事業所について、その方法を見ますと「書面による報告」は51.2%に過ぎませんでした。

## 4) 伝票(マニフェスト類)の発行状況と様式の変更に対する意向

何らかの形で伝票を発行している事業所は西濃地区で60.0%と最も高く、岐阜及び中濃地区で50.0%を超えていましたが、飛騨地区では16.6%と極めて低率がありました。また、発行していない理由は「処理業者まかせ」とするものが約半数を占めたほか、「必要性を認めない」とするものが目立ちました。

一方、「発行している」と答えた事業所について様式を問うた結果は、別図④のとおりであり、大部分が「独自の様式」で「岐阜県様式」は19.0%に過ぎませんでした。

また、「岐阜県様式への切換え」及び「今後、岐阜県様式の伝票を発行する」と答えた事業所は62.2%及び71.6%ありました。

〈別表④〉

|                | 岐阜 | 西濃 | 中濃 | 東濃 | 飛騨 | 合計(%)   |
|----------------|----|----|----|----|----|---------|
| 回答数            | 21 | 26 | 15 | 11 | 1  | 84 100  |
| 1. 岐阜県で定められた様式 | 4  | 9  | 1  | 1  | 0  | 16 19.0 |
| 2. 全国で定められた様式  | 1  | 1  | 2  | 0  | 0  | 4 4.7   |
| 3. 独自の様式       | 15 | 26 | 12 | 10 | 1  | 64 76.1 |

## 6. その他

この調査では各事業所から産業廃棄物処置に関する意見等の提出を依頼しました。その結果21事業所から51項目にわたる貴重な意見を頂きましたので、その主なものを列記します。

### 1) マニフェストシステムについて(12項目)

- システムそのものが判らない(6事業所)

### 2) 処理・処分実務について(9項目)

- 処理業者一覧表を提供して欲しい。
- 処理・処分料金を知りたい。

(各3事業所)

### 3) 行政・協会活動について(20項目)

- 不法投棄を強力に規制して欲しい。(5事業所)
- 再利用等の調査研究を行って欲しい。
- 「産廃必携」「伝票」を保健所又は協議会でも取扱って欲しい。
- 技術情報・行政情報の提供を、お願いする。

(各3事業所)

### 4) その他(10項目)

- 公共関与による「処分場の確保」「再生利用技術の開発」を進めてほしい。(6事業所)

## 7. まとめ

以上、調査結果の概要を報告しましたが、これによる限り「システムに関する理解度を深めるため尚一層の努力が必要である」との結論を得たように思います。他方、調査票を送付したことにより多数の事業所から「マニフェストシステムとは……?」との問い合わせを受け応答できること、「岐阜県様式を採用したい」との意向が高いことなど教われた気持になりました。

最後になりましたが、調査にご協力賜りました該当事業所及びご指導賜りました関係行政機関に対しまして、深甚なる謝意を表するものであります。

### 事務局から

岐阜県方式のマニフェストシステムは、6頁掲載のとおりです。システムの詳細については会報第4号をご覧ください。

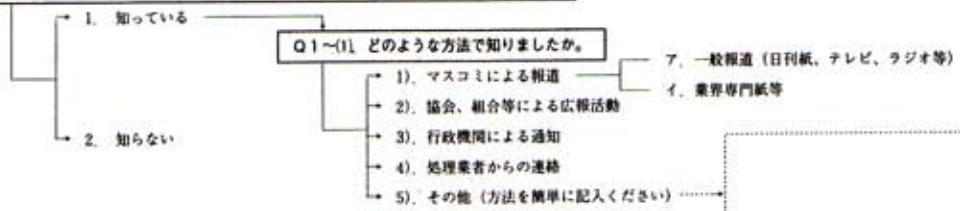
なお、マニフェスト(委託伝票)は、1冊(50組)830円(送料別)で取り扱っています。

(別紙)

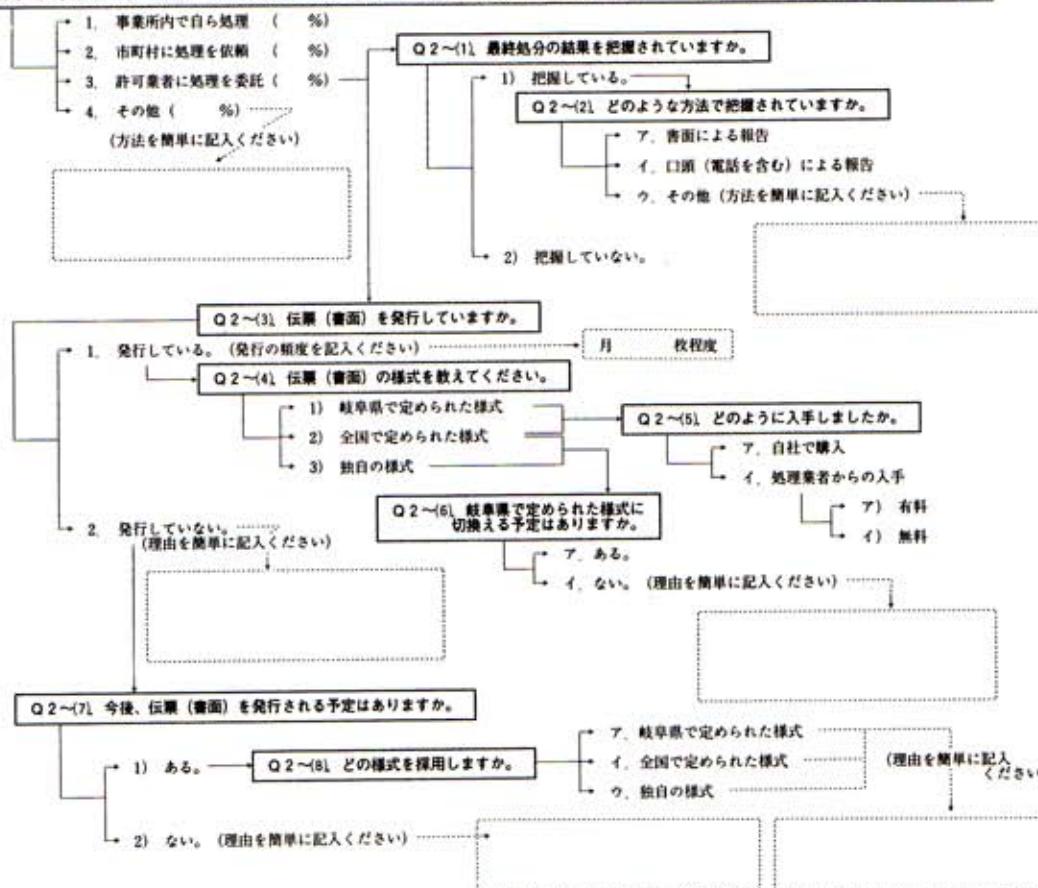
産業廃棄物処理における  
マニフェストシステム(積荷目録制)に関する調査票

|       |  |
|-------|--|
| 整理番号  |  |
| 所 在 地 |  |
| 名 称   |  |
| 記 入 者 |  |
| 電 話   |  |

Q1. あなたは、「マニフェストシステム」が実施されていることを知っておられますか。



Q2. あなたの事業所では、産業廃棄物をどのように処理されていますか。複数の方法による場合には、( ) 内におおむねの比(%)を記入ください。

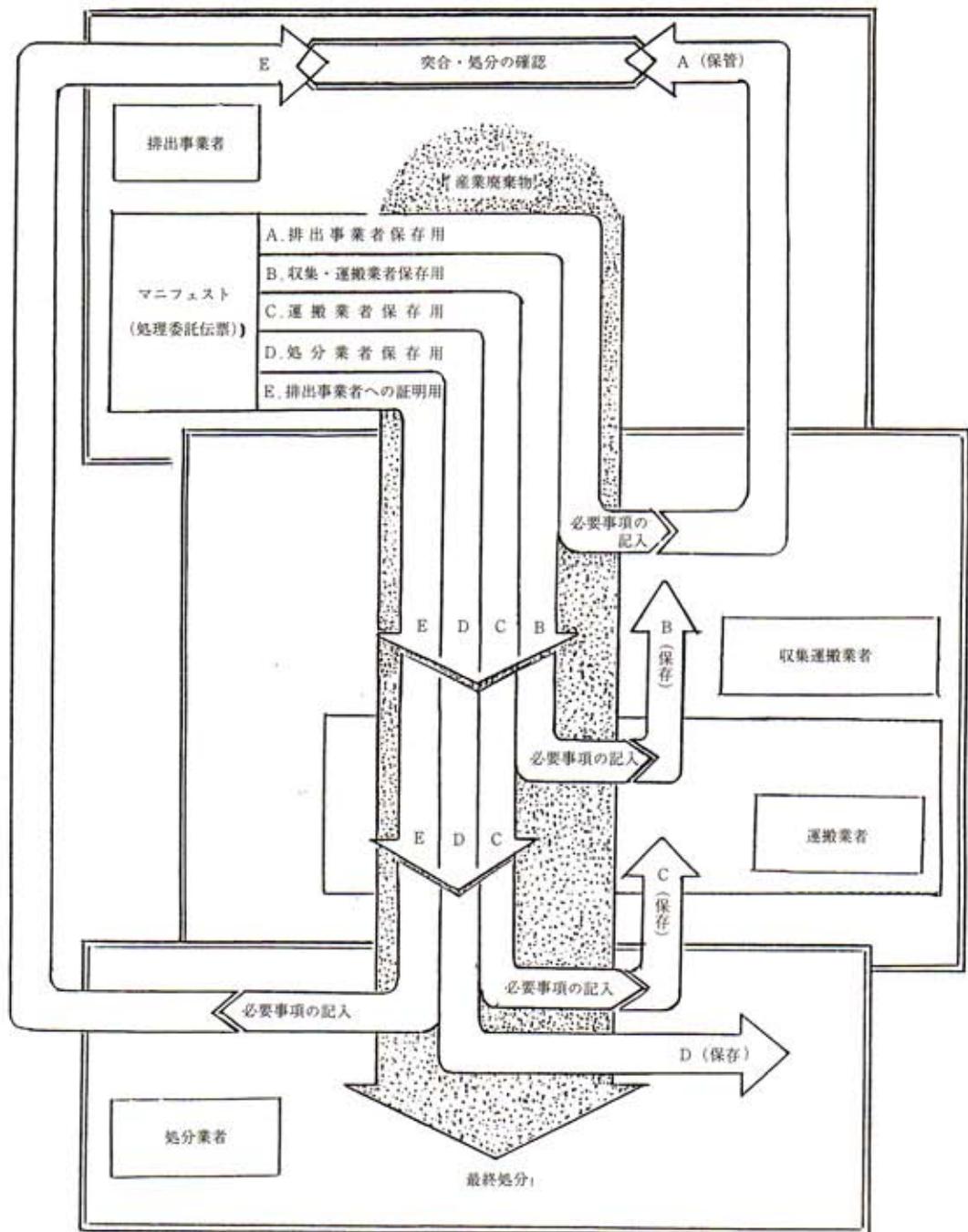


ご協力、ありがとうございました。

※産業廃棄物に関するご意見等を、是非「裏面」にお寄せください!

# 特報

(参考) マニフェストシステムの仕組み <岐阜県の場合>



## 新春放論 資源化処理

「平成景気」とも言われる好景気にも陰りが見えて来たと報道されています。その理由の一つとして労働力不足が挙げられていますが、深刻な産業廃棄物処理事情は挙げられていません。報道機関は産業廃棄物問題を社会悪という面からのみ取り上げているように感じます。

他方、産業廃棄物関係者（会員）は現今的情勢を「産業界の危機」と認識し、精力的な努力を重ねているに拘らず、結果は出て参りません。正に暗中模索の状態にあると思います。

このような時、数多の試行錯誤を繰り返しながら「資源化処理」に考察を走らせるのは、「原点に戻れ！」という先人の教訓の故でもあります。さらに、これ以外に現状脱却の途はないと思ふる故でもあります。

### 1. 現状から着目したい事実

産業廃棄物処理を語る時、殆どの人は「狭隘な国（県）土」「旺盛な産業活動」を挙げ、これらは宿命的な課題であるとして論の進まないことが多いようです。極端な表現をするならば、現状踏襲は必要悪だと受け取られます。

しかし、産業廃棄物に関わる者には「適正処理」という絶対的な使命がありますから、前2者が宿命的な課題であったとしても、解決の途を捜す義務を免れられるものではありません。

そこで、当面している問題の中から次の3点を取り上げて解決の緒口を考察しました。

#### 1) 地域住民の理解

産業廃棄物に関する地域住民の意識は極めて悪く、一種のアレルギー症状を呈していると言っても過言ではありません。この背景には不法投棄など不適正事案が跡を絶たないなどの理由もありますが、「地域住民意識の変化」にこそ着目すべきだと思います。地域住民意識が微妙かつ急速に「経済志向」から「安全志向」さらに「快適志向」へと変化して來たことです。

産業廃棄物処理施設の設置に際し、「遊休地の活用（換金）」「補償金の期待」又は「安全性の補償」など従来方式の説明は、理解の材料とはならない現状がこれを示していると思います。

#### 2) 産業廃棄物への理解

ご承知のように産業廃棄物は、廃棄物処理法

のなかで特定されておりますが、この法律制定時の社会的背景が未だに尾を引いて誤解され続けていると思います。この法律は昭和45年12月のいわゆる公害国会において成立したのですが、悲惨な公害問題に対処するため提案された他の公害関連法案とともに審議可決された経緯がありますので、

有害（毒）

// //

公害 = 産業  
廃棄物

という図式が根強く残されました。関係者の努力で処理技術も進歩し、体制も整備され、昨今では「公害」という言葉さえ過去のものと言われるなかで、この図式だけが生き残っているのは何故かを考えなければなりません。

産業廃棄物は、質的に特殊な処理を要する物、量的に市町村処理で対応できない物を特定し処理責任が明らかにされたもので、有害（毒）性の軽重を問うものではないと考えています。むしろ、産業廃棄物の場合「質的に特定できる物が特定事業所から排出される」ことを考えれば、安全性の確保は容易だと考えられます。

しかし、この図式が現存しているのは「地域住民の誤解」又は「適正処理への努力不足」のいづれかだと思わざるを得ません。

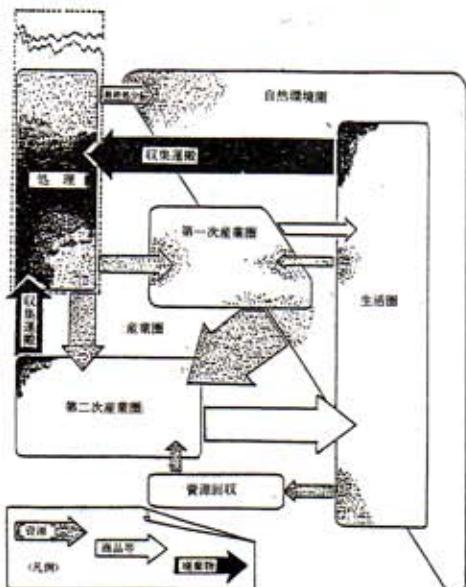
### 3) 適正処理

適正処理について議論をしますと、中学時代に学んだ「物質不滅の法則」だと「三尺流れれば真水」という古諺が飛び出します。前者は「技術的関与の必要性」を、後者は「自浄力への期待」を表す適正処理の大原則だと思います。

試みに下図のような物流サイクルを考えて見ました。この図は自然環境圈とこれに共存する生活圏及び人間が創造した産業圏をベースにして物流サイクルを示し「処理」を経由するサイクルの位置付けを考えたいとしたものです。

この図から個々の圏域内でのサイクル、あるいは圏域間とのサイクルなど多様で複雑なサイクルが考えられますが、究極のサイクルは「処理を経由するサイクル」にあることを示しています。

しかし、特に着目したいことは各々の圏域の変化にあります。一般的に産業圏は肥大化し自然環境圏は減退化すると言われ、処理を経由するサイクルの重要性が浮き彫りにされて来ます。また、適正処理とは人間の英知を駆使して自然環境に馴じみ易くする技術であることを理解したいものです。人体に例えれば肝臓、腎臓の機能に相当するものであり、正に肝腎なこと



だと信じます。

以上、3点から考察を進め21世紀の産業廃棄物処理は「資源化処理」以外にないと結論に到りました。併せて「廃棄物処理施設」が「資源開発工場」としてイメージチェンジし、ハイテク産業の一翼を担うことまで夢を描げているものであります。

### 2. 資源化処理

「陰路があるから実現していない」という発言がありますが、「目標がなければ解決の緒口は得られない」と反発しながら考察を進めます。

#### 1) 基本的な理念

産業廃棄物に比べて多く排出される一般廃棄物でも部分的には資源回収活動は定着しています。産業廃棄物の場合には、排出事業所が高度な生産技術を有し、かつ品質とも特定できるという利点があります。また、最終的に自然環境に戻す場合であっても、自浄力に過負担を与えない努力は技術的には可能ですし、物は埋立用資源と見做すこともできます。

このようなことから、資源化処理を検討する場合の基本的な理念を次のように考えるものです。

- ① 廃棄物と言えども資源
- ② 廃棄物処理業は産業を支え環境を守る新産業

#### 2) 資源化処理の形態

一般的に資源化処理の形態は、「転用 Reform」「再利用 Repair」及び「資源化 Recycle」と区分されますが、処理方法は廃棄物の種類によって次のように区分できます。

- ① 大量に収集することにより資源化できる物
- ② 適切な処理を行うことにより資源化できる物
- ③ エネルギーとして資源化できる物
- ④ 埋立資材として活用できる物

#### 3) 資源化処理の要件

資源化処理の必要性と隘路については、既述のなかで触れたつもりですが、ここでこれを進めるための要件として整理しますと、次の3点になると思います。

#### ①廃棄物処理に関する経済的な評価

生産事業の立場からは「廃棄物処理への投資は負の投資である」と考えられます。例が悪いかも知れませんが「泥棒に追銭」的なものであっては企業利益を損なうことになります。また、廃棄物を処理することにより有価物が生産されたとしても、収支バランスは疑問だと考えられています。

処理事業の立場からは、高度な処理技術を導入することによるイメージチェンジは期待できても、投資に見合う資源売却益及び処理料金収入は期待できないと考えられています。しかし、最終処分場確保の困難性、最終処分経費の節減及び跡地の利用価値などを考慮に入れれば検討に価するとも思います。

いづれにしても、国土が狭隘で最終処分地の確保が極めて難しくなりコストも高騰している現況では、廃棄物を資源化し最終処分地に向かわせない努力は必要で、経済的に成り立たないという理由で座視すれば、環境バランスは大きく崩れて後世に取り返しのつかない汚染をひきおこす危険があります。

#### ②高度処理技術の導入と開発

このことについては、生産活動で駆使されている技術を見る限り大きな期待が持てると言えます。また、21世紀は「環境にやさしい企業の時代」という声にも期待しています。国(通産省)の動きを風聞する限りにおいても、決して夢ではないように思います。

#### ③公共支援と資源化システムの構築

以上2点の要件について考察を進めてきましたが、いづれにも営利企業として越えられない隘路があるように思われます。多様な産業廃棄物の資源化にしても、質別に施設整備

を行う必要があり、各々が有機的に操業することが求められると思います。また、収支バランスの確保については言及の余地はありません。

併しにして本県の産業廃棄物処理計画は、第1次(昭和49年)当面、公共関与しない。

第2次(昭和54年)地域処理の推進。  
第3次(昭和60年)公共関与のあり方にについて検討する。

と、積極の方針が示されて来ており、平成元年4月には行政、排出事業所、処理業者が一体となって本協会の発足を見るに至りました。正に快挙と言えましょう。

### 3.まとめ

本稿は、県衛生環境部環境整備課から借用した次の資料を基として本県の事情を加味しながら、資源化処理の必要性を述べたものであります。最後に本県資料を掲載し参考に供します。

#### 農業用廃プラスチックフィルムの再生処理

社団法人日本施設園芸協会(昭57)

#### 廃棄物(廃タイヤ)の処理・再資源化技術

財團法人クリーン・ジャパン・センター  
(昭和53)

#### 再資源化技術の開発状況調査報告書(動植物性残渣)

財團法人クリーン・ジャパン・センター  
(平元)

#### 産業廃棄物の再生利用・資源化処理に関する調査研究報告書

公害防止事業団(昭61)

#### 資源化・有効利用からみる廃棄物処理事業効率化調査報告書

厚生省生活衛生局水道環境部(昭60)

#### プラスチック再生便覧

社団法人プラスチック処理促進協会(1977)

#### 産業廃棄物再資源化ガイドブック

# 特集

神奈川県環境部（昭58）

## 廃棄物交換システム調査報告書

財団法人クリーン・ジャパン・センター  
(昭63)

## 廃棄物交換促進システム調査報告書

財団法人クリーン・ジャパン・センター  
(昭63)

## 廃棄物交換促進システム調査研究報告書（資料編）

財団法人クリーン・ジャパン・センター  
(昭62)

### 1. 指定事業所における産業廃棄物の再利用（資源化）状況 (岐阜県衛生環境部調べ)

#### 1) 再生利用

| 産業廃棄物の種類      | 再生利用の内容    | 事業所数 |
|---------------|------------|------|
| 有機性汚いで、動植物性残渣 | 肥料化        | 2    |
| 廃油            | 蒸留         | 1    |
| 生コン汚いで        | 洗浄により骨材の回収 | 5    |
| 木くず           | 木くずのバーカ堆肥化 | 1    |
| 廃プラスチック類      | 廃プラスチック類   | 1    |

#### 2) 再利用

| 産業廃棄物の種類     | 再生利用の内容  | 事業所数             |   |
|--------------|----------|------------------|---|
| 燃えがら         | 木くずの焼却灰  | 肥料として農地還元        | 1 |
| 汚いで          | 製紙スラッジ   | 燃焼させ、ボイラー等の燃料に利用 | 1 |
|              | 廃陶土      | 原料に還元            | 9 |
|              | 廃顕料      | 原料に還元            | 1 |
| 廃油           | 複合切削油    | ボイラー等の燃料に利用      | 9 |
| 廃プラスチック類     | 廃プラスチック類 | 原料に還元            | 1 |
| ガラスくず及び陶磁器くず | 陶磁器くず    | 原料に還元            | 1 |
|              | ガラスくず    | 原料に還元            | 3 |
|              | 大理石くず    | 破碎し、充填           | 2 |
|              | ガラスくず    | 原料に還元            | 1 |
| 繊維くず         | 繊維くず     | 原料に還元            | 1 |
| 木くず          | 木くず      | ボイラー等の燃料に利用      | 2 |
| 動植物性残渣       | オカワ      | 家畜の飼料            | 1 |
|              | 東天くず     | 肥料として農地還元        | 1 |
| 紙くず          | 紙くず      | 原料に還元            | 1 |
| 金属くず         | 金属くず     | 原料に還元            | 1 |

### 2. 産業廃棄物処理業者（中間処理業者）における産業廃棄物の再生利用（資源化）状況（岐阜県衛生環境部調べ）

| No.             | 再生利用対象の産業廃棄物                         | 再生利用の内容等                                | 再生利用品               | 業者数       |   |
|-----------------|--------------------------------------|---|---------------------|-----------|---|
| 1               | 燃えがら                                 | 下水道汚いで、焼却灰                              | 廃瓦ブロック原料に焼却灰を混合し、焼成 | 造水性焼瓦ブロック | 1 |
| 有機性汚いで          | 製紙スラッジ、し、塗汚いで                        | 製紙スラッジとし塗汚いでを混合し、発酵                     | 特殊肥料                | 1         |   |
|                 | 製紙スラッジ、動植物性残渣、オカワ                    | 製紙スラッジ、動植物性残渣、オカワを混合し、発酵                | 特殊肥料                | 1         |   |
|                 | 製紙スラッジ、動植物性残渣                        | 製紙スラッジと動植物性残渣を混合し、発酵                    | 特殊肥料                | 1         |   |
|                 | 製紙スラッジ、有機性汚いで                        | 製紙スラッジと有機性汚いでを混合し、発酵                    | 特殊肥料                | 1         |   |
|                 | 廃油の腐活性灰                              | 腐活性灰をキルンで焼成(試活化)                        | 再生活性灰               | 1         |   |
| 無機性汚いで          | 大理石汚いで                               | 大理石汚いでを脱水し、発酵堆みどん混合                     | 堆肥土                 | 1         |   |
|                 | 大理石汚いで、大理石おくすり                       | 大理石汚いでを脱水し、大理石くずを破碎したものにタブローラーを混合、養生    | 盛土材                 | 1         |   |
| 有害な無機性汚いで       | Pbを含む有害な汚いで及び金属くず                    | Pbを含む有害な汚いで及び金属くずをPbも種種工程に投入し、金属Pbを回収   | 金属Pb                | 1         |   |
|                 | トリケレン                                | トリケレンのバーカ堆肥系溶剤                          | トリケレン、バーカレン等        | 1         |   |
| 3. 廃油           | アルコール類、各種溶媒                          | 廃油の物性に合わせ、常圧、減圧、減圧の各蒸留                  | アルコール類、各種溶媒         | 1         |   |
|                 | トリケレン、バーカレン等                         | 廃油の物性に合わせ、常圧、減圧の各蒸留                     | トリケレン、バーカレン等        | 1         |   |
|                 | ガリコール類                               | ガリコール類を切断                               | 再生タイヤの原料、ガイナーの熱源    | 5         |   |
|                 | 塩ビの廢プラ                               | 塩ビニール製の廢プラスチック類を破碎                      | プラスチック加工の原料         | 1         |   |
|                 | 塩ビの廢プラ                               | 塩ビニール製の廢プラスチック類を粉碎                      | 建材、雑貨等の原料           | 1         |   |
| 4. 廃プラスチック類     | ポリスチレンの廢プラ                           | ポリスチレン製の廢プラスチック類を破碎・溶解し、ペレット化及び加工       | 苗ポット                | 1         |   |
|                 | ポリエチレン及びプロピレン製の廢プラスチック類を破碎・溶解し、ペレット化 | ポリエチレン及びプロピレン製の廢プラスチック類を破碎・溶解し、ペレット化    | プラスチック加工の原料         | 1         |   |
|                 | ポリエチレン及びプロピレン製の廢プラスチック類を破碎・溶解し、ペレット化 | ポリエチレン及びプロピレン製の廢プラスチック類を破碎・溶解し、ペレット化    | プラスチック加工の原料         | 1         |   |
|                 | 発泡スチロールの廢プラ                          | 発泡スチロール製の廢プラスチック類を破碎・溶解し、液化化            | プラスチック加工の原料         | 1         |   |
| 5. ガラスくず及び陶磁器くず | 大理石くず                                | 大理石くずを破碎および粒度調整                         | 路盤材、再生骨材            | 1         |   |
|                 | ガラスくず及び陶磁器くず                         | 大理石くずを破碎および粒度調整                         | 路盤材、再生骨材            | 1         |   |
| 6. 建設資材         | コンクリートがら、アスファルトがら                    | コンクリートがらとアスファルトがらを破碎及び粒度調整              | 路盤材、再生骨材            | 6         |   |
|                 | アスファルトがら                             | アスファルトがらを破碎及び粒度調整                       | アスファルト再生骨材          | 6         |   |
|                 | コンクリートがら、アスファルトがら                    | コンクリートがら、アスファルトがら、ガラスくず及び陶磁器くずを破碎及び粒度調整 | 再生骨材                | 1         |   |
|                 | アスファルトがら                             | アスファルトがらを直接再生                           | 再生アスファルト            | 2         |   |
| 7. 木くず          | 建設系木くず                               | 建設系木くずを破碎し、チップ化                         | 製紙の原料               | 2         |   |
| 8. 下水道汚いで、石灰灰   | 下水道汚いで、石灰灰                           | 下水道汚いで、石灰灰の乾燥化、大粒化のくずを焼却                | セメント原料の増量材          | 1         |   |
|                 | 下水道汚いで、石灰灰                           | 下水道汚いで、石灰灰の乾燥化、大粒化のくずを焼却                | セメント製造の熱源           | 1         |   |
| 合計              |                                      |   |                     |           |   |

1. 第3回理事会は、9月21日サンレイラ岐阜で10時から開催されました。理事会には理事総数27名のうち21名が出席。また県からは交告環境整備課長及び佐伯産業廃棄物係長が出席されました。

議事は井口副理事長が議長をつとめ、次の議案について慎重審議の結果何れも原案通り承認決定されました。

1) 第1号議案 平成2年度一般会計補正予算  
(案)について

(廃棄ガイドライン、委託伝票等の印刷及び振込手数料等の所要経費の増)

第2号議案 平成2年度特別会計補正予算  
(案)について

(基金造成にかかる振込手数料等所要経費の増)

第3号議案 社団法人岐阜県環境保全協会  
表彰要綱(案)の制定について

(優良会員の表彰を行うことにより、適正処理についての自覚を促し資質の向上を図る。)

第4号議案 岐阜県産業廃棄物対策基金運営会議会議員の選任について  
(基金の適正かつ効率的な運営を図るために会議員の選任) …別掲

第5号議案 新規加入会員の承認について  
(中間処理1社、収集運搬5社)

2) 報告事項

①各委員会の活動状況等について

2. 各委員会の活動

1) 研修指導委員会

10月7日開催

協議事項

① 産業廃棄物処理施設の見学について

・11月27日実施

[見学した施設]

愛知県日進町 株東伸サービス

中間処理施設…(焼却後の廃棄物のコンクリート固化)

豊橋市 資源化センター

複合施設……(焼却場、し尿処理場  
高速堆肥施設、再資源化施設)



(参加者からの声)

岐阜県環境保全協会主催による廃棄物処理施設の見学会に参加させて頂き、まず感じた事は、排出事業者の方々が多く参加され、遠くは高山からという事で、この企画を皆さんのがいかに待ち望んでおられたかを物語っていたと思う。

日進町の株東伸サービス、豊橋市の資源化センターを見学させて頂き、それぞれの施設共に特徴があり、感じさせられる点が多くあったと思うが、現代の世の中で、資金さえ掛ければ廃棄物は完全に処理出来るという事である。しかしながら、行政といえども非生産的であり、こじつけ的な再利用をすべきではない。

岐阜県産業廃棄物対策基金運営会議員名簿

| 区分      | 氏名    | 住所                              | 現職                               |
|---------|-------|---------------------------------|----------------------------------|
| 学識経験者   | 小川 良輔 | 岐阜市長良南町1-40<br>32-1129          | 井瀧上<br>岐阜公害对策審議会企画部会長            |
|         | 高瀬 相巳 | 名古屋市千種区勝川町1-4<br>052-751-0289   | 中学校教授(化学)<br>岐阜公害対策審議会廃棄物部会長     |
| 協会役員    | 清水 道雄 | 岐阜市広見1-47<br>寿和工業㈱ 0574-62-2121 | 副理事長<br>(廃棄事業)                   |
|         | 岡島 弘  | 岐阜市鹿島町6-27<br>昭和川上工務店 51-2241   | 理事<br>(排出事業所)                    |
|         | 鈴木 兼利 | 岐阜市指輪町1-13<br>0574-63-4687      | 理事<br>(基金制度検討会議員会員)              |
| 行政機関の代表 | 交野 保朗 | 岐阜市昭和町13-30<br>0583-83-9784     | 私(廃棄場所)<br>(岐阜市環境保全課長) 72-1111#0 |
|         | 大坪 守  | 岐阜市御幸町30<br>64-9139             | 市(岐阜市環境保全課長) 65-4141#0           |
|         | 川口 晴巳 | 大垣市林町1-118-7<br>0584-73-2761    | 町村(町村議会<br>事務局会員) 64-1231#0      |

## 協会だより

その為には排出者（個人、企業を問わず）、処理業者共に環境保全と言う基本的なモラルをどうとらえ、市場活動に反映させていくかである。

環境問題に取り組む社会システムを構築する為には、処理業界の育成が必要である事は言うまでもないが、経済性優位を保ちつつ、環境保護や資源の有効利用が可能な社会システムを構築する事が、今日の社会にとって急務ではないだろうか！

処理責任を厳正化し、再生資源利用を促進する再生資源業界を育成する事である。

最終的には、ごみの排出者の廃棄処理費用を増加し、廃棄物処理業や再生資源業などの業界の成長を実現する事である。

環境問題が市場経済及び人が生きる為の必要条件である今日、これらの課題を克服する事が、経済活動の一翼を担う処理業界の動向は大変重要である事を感じつつ、バスを降りた。

最後にこの企画実現の為に努力された協会役員の方々に深く感謝する次第である。

・参加者 45名

②研修視察について

・11月16日実施

〔視察した施設〕

三重県上野市 株ヤマゼン最終処分場

大阪市 株大阪環境処理センター

・参加者 11名

③経営者講演会について

・11月29日開催 サンピア岐阜

講師 公認会計士 所 直夫先生



演題 「これからの中小企業はどうあるべきか」

・参加者 38名

2) 広報編集委員会

・11月7日開催

協議事項

① 会報第6号の編集企画について

・発行予定 平成3年1月10日を目指

・年頭あいさつ、巻頭言、特集、エッセイ  
コーナー等について検討

3) 適正処理委員会

・9月6日開催

協議事項

①マニフェストシステムのアンケート調査について（7月実施以降の普及度調査）

②巡回指導車の配置及び運行要領について  
(適正処理の推進及び会員の資質向上を図ることにより社会的要請に応えるため、なお運行は平成3年から)

③最終処分場の確保について

(一廃と併せ処理、跡地の有効活用等トータルな面での検討を要する。また広域的処理についても行政指導により検討を行う。)

4) 基金造成委員会

①岐阜部会…9月6日開催

自動車関連企業における協力要請について

②中濃部会…11月8日開催

排出事業所等への協力要請について

③三役会…11月14日開催

・寄付承諾の状況について

なおこれを受けて各委員にかかる進捗状況をまとめ再度強力に要請を行う。

・寄付者に対する感謝状の贈呈について

## 期待大きい 産業廃棄物対策基金

岐阜県産業廃棄物対策基金造成のうち排出事業所に対する協力要請は、各委員の取引き或は交際の範囲等を主眼に一委員当たり10社以上を担当すると言うことで、多忙な平常業務の合間に縫ってご尽力願い大へんご苦労をお掛けしているところであります。

異口同音に言わわれるのは、概して産業廃棄物に対する認識が低く理解を得ることが難儀で、中には何回も足を運ばれた結果『その熱意にはだされて承諾をしてしまった』と述懐されたトップも居られると伺いました。本当に執念と申しますか、努力と申しますか頭の下がる思いで一杯です。こ

のように委員各位のお骨折りで12月末日現在で百数十社から寄付承諾を頂いております。

会員の皆様におかれましてもこの基金は、産業廃棄物処理についての社会的責任を果たし得るための手段として創設されたものであり、この基金により地元住民との協調がより促進されるとの願いが込められております。どうか是非ご協力をお願いします。

なお平成2年12月末日現在ご協力を頂いた企業のご芳名は次の通りであります。

(順不同、敬称略)

### 寄付承諾事業所

(平成2年12月末現在)

#### 岐阜地区

カワボウ株  
岐セン株  
山口鋼業株  
岐阜精機工業株  
北村バルブ株  
株三陽電機製作所  
岐阜車体工業株  
長谷虎紡績株  
株文渓堂  
都築紡績株 鶴沼工場  
日本毛織株 岐阜工場  
株東海スプリング製作所  
川崎重工業株 岐阜工場  
日産サニー岐阜販売株  
特種製紙株 岐阜工場  
日興毛織株  
株トーカイ  
富士変速機株  
岩仲興産株  
日本たばこ産業株 東海工場  
株田幸  
天龍工業株

高岡鋳造株  
株岐阜カクダイ製作所  
株喜多村合金製作所  
ミズタニバルブ工業株  
佐野鐵工株  
岩戸工業株  
航空規格工業株  
東海カワラ協  
国分木工株  
宇部日東化成株 岐阜工場  
千代菊株  
株コガネパン  
東海重工株  
岐阜三星染整株  
カワボウテキスタイル株  
株大塚紡績工場  
丸伴化学工業株  
福寿工業株  
不二精工株  
岩田光学工業株  
岐阜プラスチック工業株  
カルビー株 各務原工場  
ムトー精工株  
榎本工業株

岐阜トヨタ自動車株  
徳田工業株  
株テクノ共栄  
㈲山本ボイラーメンテナント  
三浪工業株  
株和井田製作所  
ホラタ工業株  
中日本ダイカスト工業株  
丸栄コンクリート工業株  
株日本タクシー  
森田鋳造所  
篠田電機工場  
高橋鉄工所  
信栄ゴム工業株

#### 西濃地区

神鋼造機株  
太平洋工業株  
味の素冷凍食品株  
松下電子部品株 高周波部品事業部  
豊島紡績株 神戸工場  
鐘紡株 大垣工場  
株郷鉄工所  
帝人株 岐阜事業所

## 協会だより

都築紡績(株) 糸貫工場  
(株)ナイガイテキスタイル  
株イノアックコーポレーション 南濃事業所  
天野製薬(株) 養老工場  
日東あられ(株)  
株紀文フードケミファ 岐阜工場  
三光化学工業(株)  
千代田工業(株)  
岐阜カリモク(株)  
長良製紙(株)  
富士加工(株)  
後藤段ボール(株)  
株大鹿印刷所  
明治製薬(株) 岐阜工場  
株西濃イノアック  
旭化成工業(株) 穂積工場  
日本インシュレーショングループ 生産事業部  
昭和コンクリート工業(株) 掛斐川工場  
東神電工(株)  
株東神電気 掛斐川工場  
大丸松下食品(株)  
大日本金属工業(株) 岐阜事業所  
八洲金属(株)  
(有)トモ商店  
三宝化学工業(株) 大垣工場  
(有)高田工業  
グリコ協同乳業(株) 中日本事業部

カネボウ光陽(株)  
(株)伊藤精密製作所  
掛斐川工業(株)  
スイトタクシー(株)  
日本ハイモ工業(株)  
シンコー工業(株)  
**中濃地区**  
ライン生コン(株)  
岐阜県東濃生コン協同組合  
カネ三生コン  
鈴木石油店  
丸ス産業(株)  
貝印カミソリ工業(株)  
フェザー安全剃刀(株)  
富士電機冷機製造(株)  
大福製紙(株)  
(株)ライクスタカギ  
東和耐火工業(株)  
株甲山製作所  
野田産業(株)  
不二見セラミック(株) 岐阜工場  
二村化学工業(株)  
濃飛タイル(株)  
佐藤化学工業(株)  
(有)洞戸化成  
(株)神渕カヤバ製作所

株神代鉄工所  
株川辺カヤバ製作所  
名古屋バルブ(株)  
大栄住宅(株)可児工場  
船橋物産(株)  
カヤバ工業(株) 岐阜事業所  
日本情報用紙化工(株)  
白鳥アイチ・エマソン(株)  
日本パワーステアリング(株) 岐阜工場  
東栄管機(株)  
日産コンクリート(株)  
(有)小川建材  
美濃アルミニ(株)  
(合)武藤商店

**飛驒地区**  
飛驒産業(株)  
飛驒運輸(株)  
吉城薬品工業(株)  
アルプス薬品工業(株)  
日本レヂボン(株) 生産本部  
神岡部品工業(株)  
柏木工(株)  
金山カヤバ製作所  
神岡鉱業(株)

住友建機(株) 販売代理店・指定サービス工場  
川崎重工業(株) 販売代理店・指定サービス工場  
日本ニューマチック工業(株) 販売代理店・指定サービス工場

## 建設機械の販売・修理 建設機械のリース・レンタル

住重リース

岐阜住重建機株式会社

本社・岐阜営業所 TEL 05832-7-4100  
郡上営業所 TEL 05756-7-1606  
東濃営業所 TEL 0573-25-7631

# 自然との調和ある長良川 河口堰の建設に向けて

岐 阜 県

長良川は、郡上郡高鷲村の大日岳に源を発し、岐阜市を始め、流域の市町村に多くの潤いをもたらしながら伊勢湾に注いでいる延長約166kmの水量豊かな清流です。

この長良川の河口付近に、河口堰建設が進められておりますが、今回、その必要性等について、質疑応答の形式でふれてみたいと思います。

## 1. 河口堰の目的は何ですか

- 1) 洪水を安全に流すため、川底を掘り下げ(しゅんせつ)、それによって週上する海(塩)水を阻止すること。
- 2) 堰により淡水化された水の一部を愛知県や三重県の都市用水として供給すること。

以上、2つの目的があります。

しゅんせつを実施すると、洪水時の水位は、南濃大橋付近で1.5mも低下し、これにより支流の水位も低下し、従来の浸水被害地にも良い影響が見込ることになります。

## (海水週上防止の河口堰)

このような大きな効果が期待されますが、一方で、海水の週上という問題が生じます。

現在でも、河口より15km付近までは、週上しておりますが、しゅんせつすると30kmまでも海水が週上してきます。

この付近の高須輪中地帯(海津町、平田町)は、3,000haにも及ぶ県下一の穀倉地帯であり、最大毎秒10トンの農業用水を取水しておりますが、週上した塩分を含む海水を農業用水として利用することは当然不可能となり、また、地下水、土壤等への浸透など農業のほか生活用水にも大きな影響が生じかねません。

こうしたことから、海水の週上を防ぐ河口堰が極めて重要な施設となるわけです。

## 2. しかし、そんなに必要性は高いのですか

※ あの美しい長良川もひとたび洪水となると、その流域に甚大な被害をもたらします。

木曾三川の歴史は、洪水との命がけの闘いでした。それは、そこで長年、生活してきた流域住民にしか分からないかもしれません。

戦後の大きな洪水では、昭和34年9月(伊勢湾台風)、昭和35年8月(台風11号)、昭和36年6月(梅雨前線)、昭和51年9月(台風17号)があります。

こうした厳しい試練を経て流域住民の切なる願いのなかで、科学技術の英知の結晶として、今日の河口堰建設があると言えるでしょう。

## 3. 堰の建設以外に方法はないのですか

※ 岐阜市から下流部は、通称「天井川」と言われています。何故ならば、平常時でも長良川の水位は、市役所の床(1階)の部分より1mも高く、あの51.9.12の水害時には、実に7mも高い位置を流れたわけです。そこで、考えられる方法を検証してみますと、

### ア ダムによる洪水調整の方法

長良川本流には、大規模ダムを建設する適当な場所がなく、そこで、次に3つの方法が検討されたわけです。

イ 堤防を引いて川幅を広げる方法

ウ 堤防を高くする方法

エ 川底を掘り下げる方法(しゅんせつ)

イについては、用地買収や家屋移転など、極め

# 寄 稿

て困難な問題があり、ウについては、洪水時の水位が現状よりさらに高くなり、万一、堤防が決壊した場合には、かえって、現在以上の著しい被害が生じる危険性があります。

また、イ、ウとも橋梁や道路の付け替えの必要性が生じ、莫大な費用を要します。

こうした検討結果から、エの川底を掘り下げる方法（しゅんせつ）が最も良い方法であるとの結論が得られました。

## 4. 自然環境、特にアユやサツキマスなどへの影響は大丈夫ですか

※ 長良川の本流には、現在でも既に14箇所の堰があり、うち7箇所には、魚道があります。これらの堰の落差は1～2m（河口堰は1m前後）となっています。

太公望の方ならご承知のとおり、八幡町等長良川上流では、これらの堰を越えてきたアユやサツキマスが、現在も多く獲れています。

また、木曽川大堰（馬飼頭首工）の魚道では、毎年4月～5月に、1日に数十万尾もの稚アユが越えていているのが見受けられます。

### （最新技術の河口堰）

建設中の長良川河口堰は、最新の科学技術を投入していることは当然ですが、特に魚類への影響には、最大の配慮を加え、世界最高の魚道づくりをめざしています。

- 1) 仔あゆの降下について、ゲート操作によって堰の影響を僅少に抑制
- 2) 堰本体付近に人工河川を設置し、アユのに自然産卵、アユ卵の人工ふ化放流により仔魚を堰下流へ放流など

## 5. 利水も目的としていますが、そんなに水の需要があるのですか

※ 東海3県の長期水需要計画によれば、木曽川水系に水源を求める中部地域において平成12年

に必要とする都市用水量は、毎秒123トンと見込まれています。

### （河口堰による供給能力）

現計画の供給見直しは、地下水、自然水等で毎秒40トン、岩屋ダムや長良川河口堰、さらに水源開発予定の徳山ダム等によって毎秒97トンと併せて137トンとされています。

長良川河口堰は、このうちの22.5トンを分担し、供給することになります。

### （今後の水需要増加の要素）

今や、生活水準の向上や家庭の核家族化が進むなかで、生活への水利用として、水道用水の需要は着実に増大しています。

また、工業用水についても、これまで企業努力による回収率の向上が図られてきましたが、それも限界に近い状況にあります。

さらに、中部圏には、中部国際空港を始め、各種プロジェクトが計画されております。

水需要は、こうした中部圏における各種開発や工業の進展などによりさらに、一層増大していくことが予想されます。

以上のとおり、長良川河口堰建設事業は、流域60万人の生命を守るとともに、中部圏の発展に欠くことができない事業であります。

岐阜県では、この河口堰建設事業等治水、利水事業の推進にあたっては、自然との共生・調和を図るとともに県土を花でいっぱいにする「花の都ぎふ」推進運動を展開するなど、日本一住みよいふるさと・ぎふづくりをめざしております。

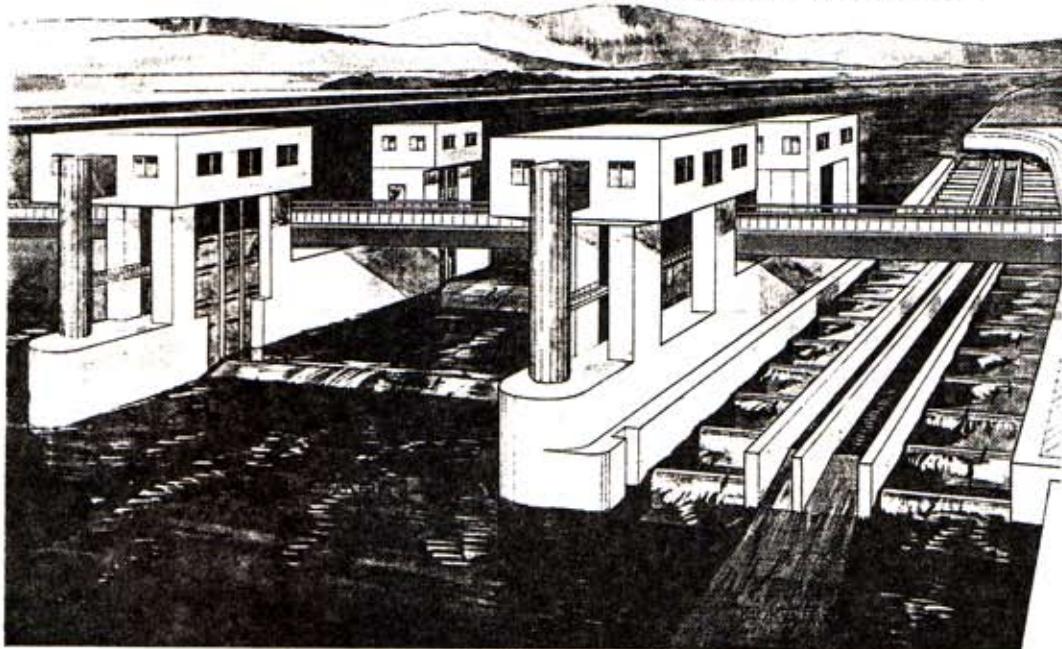
### -----廃棄物処理の基本-----

転用 Reform  
再利用 Repair  
資源化 Recycle

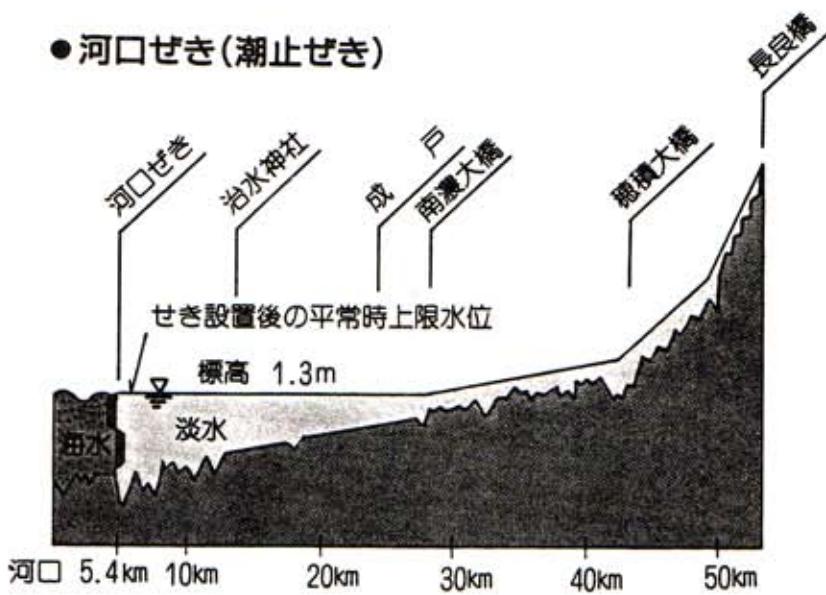
-----3R運動の展開 / -----

# 長良川河口堰

河口より5.4km地点に、河口せきをつくり、  
海水のそよ上を防ぎ、塩害を防止します。



## ● 河口せき(潮止せき)



### 押し寄せる産廃物・県内の対応急務処理場のパンクについて

〈90年11月4日、静岡新聞朝刊〉

来年3月、公共工事のピークを迎えた時、建設廃材の山をどうするつもりなのか。

昭和63年度29件、平成元年度25件、最近の最終処分場の新設件数である。「迷惑施設ということで、新設が難しくなっているのは確かだが、全くできないわけではない」(白鳥洋征県環境衛生課主幹)。ここ10年の統計で、毎年の埋め立て量と処分場の残余量を比較すると、「3~5年分は余分がある計算」と同課は推定する。切迫感はない。

「計算と現実は違う」と内田会長らは反論する。「うちの処分場も要望分をすべて引き受けければ半年で満杯になる。次の候補地がない以上、新規のごみの流入を断り、少しでも延命を図っている」

最近は産業界のあちこちで「産廃をきちんと捨てようにも、(処理業者に行政の)許可が下りず、処理業者もわれわれも困っている」という声を聞く。管内処理を原則に、廃棄物の流入にも流出にも自治体ごとに厳しい規制の網が掛けられている。

行政も住民も、ごみの流入を抑えたいのはやまやま。産廃処理業界にはそれが地域エゴに映る。

10月下旬、静岡市のホテルで県産業廃棄物処理協会の理事会が開かれた。席上、県内の全市町村、商工団体に向けて処分地建設への理解を求める陳情書を提出することを決めた。「業界への理解が足りず、行政は規制強化ばかり図っている。このままでは近い将来、産廃の受け入れ拒否をせざるをえない」と、ストも辞さずの構えを示した。

「ごみ問題は本来、排出企業の問題。処理業者が悪徳業者のように言われるなら、明日にも廃棄したい。ビルを建て家賃で食べるほうが余程楽だ。しかしわれわれがいなくて困るのは、行政であり、企業ではないか」。理事の中からはこんな怒りの声が続出した。

経済大国の繁栄のつけをだれが払うべきなのか。「処分場が足りないのは分かりきっている。産業立県を言うならどこにどれだけの処分場が必要なのか、排出企業、処理業者、行政が三位一体になって県のグランドデザインを描いていくべきだと思う」(内田会長)と業界は訴える。

### 産業廃棄物、地方に処理公社

——厚生省、法律改正案に盛る

〈90年11月8日、日本経済新聞朝刊〉

厚生省は次期通常国会に提出する廃棄物処理法改正案に、民間事業者の責任とされていた産業廃棄物処理を地方自治体や第三セクターでも実施できるよう「地方廃棄物処理公社」(仮称)の創設を盛り込む方針だ。処分場不足で深刻化している産業廃棄物問題を開拓するのが目的。さらに廃棄物のリサイクルを進めるため、既存の廃棄物再生処理用設備についても固定資産税減免など税制面での後押しを大蔵省、自治省に働きかける。

地方廃棄物処理公社の業務内容など今後詰めるが、公社が受け入れるのは、(1)公共事業から出る建設廃棄物、(2)公共上下水道からの汚泥、(3)有害物質を含む産廃に限る。公社が処分場を建設する際の費用の一部を補助するほか、公社の法人税や固定資産税などは非課税とする。

一方、既存の廃棄物処理設備(装置)については、再生処理を目的にしているものを中心に税制面での優遇措置を大蔵、自治両省に求める。建設廃材、廃木材等の三種類の廃棄物を扱う再生処理装置についても固定資産税の課税標準を5分の3に軽減するとともに、特別償却制度を設けるよう要求する。

### 徳山興業、建設廃材を自動処理

——本社内に新工場、再利用素材選別

〈90年11月15日、日経産業新聞〉

産業廃棄物処理会社の徳山興業(本社埼玉県川越市、社長徳山栄氏、資本金1,000万円)は14日、

建設廃材を中心とした産業廃棄物の自動処理工場を本社内に完成させた。総事業費は14億円。建設廃材を自動的にプラスチックや鉄など再利用できる素材に分けることができる。建設廃材を対象にした本格的な自動処理工場はわが国で初めてという。

新工場は取り壊されたビル、住宅などの残がいを一括して処理する。これまで手作業で空きかんなど再利用可能なものをえり分け、残りは埋め立て地など最終処分場に捨てていた。新工場では機械が効率的に再利用可能な物を分離する。

建設廃材はまずコンベヤに乗せ「破碎機」で碎く。細かくなった段階で強力な磁力を持った「磁選機」が鉄を吸い取る。次に「トロンメル」と呼ぶ回転分離機に乗せる。トロンメルは直径1.5メートル、長さ7メートル。細かい穴があいていて、砂や土、細かいガラス片をふるい落とす。

トロンメル内部には扇風機のような風を起こす装置がついている。風に飛ばされる軽い紙、プラスチックと重みのある硬質プラスチックや木を分ける。

プラスチックは熱で圧縮して体積を10分の1程度にし、再び碎いて建設素材とする。コンクリート系建材メーカーに供給して、セメント、砂などと混ぜて固化し、崖地の地滑り防止ブロックに利用する。硬質プラスチックや紙は焼却、土や砂は埋め立てに利用し、鉄は売却する。

建設廃材はビルや住宅の建て直しなどが増えた結果急増している。一方で投棄するための料金がかさんだり、埋め立て地そのものが減少するなどして不法投棄が問題になっている。

### 業者側、早急対策を確約、住民らは調査へ茂木の協定外産廃投棄問題

〈90年11月23日、朝日新聞朝刊〉

東京のスクランプ加工会社が茂木町北高岡地区で操業している産業廃棄物の最終処分場で、地元住民と結んだ協定外の車のバッテリーの断片、数十本の銅線が産廃の中に混入していた問題で、両者の話し合いが21日夜、開かれた。住民らで組織する監視委員会名で事業廃止の申し入れ書を業者に手渡したうえ、説明を求めるなどした結果、業者側は早急に、混入しないような対策を立てて地元に回答することを確約、改めてその具体策を協議することで、とりあえず合意した。

今後、調査を進めるほか、県環境整備課でも、近く業者から事情を聞くことにしている。

住民からは「業者側の誠意を信じて協定を結んだのに」「バッテリーは絶対に入れないよう念を押したはず」「これ以外にも相当の量が入っているのではないか」といった意見が相次いだ。

これに対して業者側は「これを機に、人の配置を増やして改善するなど、社内でバッテリーや銅線を取り除く方法を考えて、回答を持ってきます。場合によっては、その対策ができるまで産廃の搬入をストップすることも考えています」と答えた。

永井崇・天矢場区長は「搬入するトラックの台数や産廃の量や中身のチェックも定期的にやる予定」と話しており、今後は、監視委員会を中心にして、独自で廃棄物の調査や分析を進めていくことにしている。

## 『花の都 岐阜づくり』運動 に参加しましょう

岐阜県「花の都 岐阜づくり」推進本部

## 人生一人旅行けば（楽しき哉人生）

名和昆虫博物館長 名 和 秀 雄

この原稿を依頼されて間もなく、三重県尾鷲市へ講演に行くことになった。名古屋を夕方出る南紀7号に乗る。グリーン席には五、六人しかいない。

車窓は真っ暗で何も見えない。速いので駅名は読みとれないが、時折駅舎の灯が横切る。ふだん都会の明るさに馴れているので妙にものさびしい。

しかし単調な車のゆれがなんとも心持ちよい。何も考えない頭の中は空っぽになったようである。

尾鷲の駅に着く。PTAの役員の方がお迎えてくれ、「豆狸（まめだ）」という小料理家で遅い夕食をとる。年増のおかみさんのおしゃべりは楽しいし、鰯の頭の兜煮は絶品であった。泊まりは昔ながらの宿屋である。広い湯舟につかって手足をのばす。少しビールが入っているので、なんとも気分がいい。『旅行ば、花たちはなの茶の香り、娘やりたやお茶摘みに……』浪曲清水の次郎長の出であるが、年配の方々ならわかる筈だが、思わず口をついて出る。布団に入るとすぐ深い眠りにおちる。ほんとうにいい旅であった。私はこんな旅が好きなのです。カラオケをやったり、バスガイドの妙な言葉づかいの案内を聞いたりするような観光会社の敷いたベルトに乗って、何の心配もなく、土産物を抱えて、疲れて帰るなんという旅行とは、私の旅は少し違う。

心細いよ 木曽路の旅は

笠に木の葉が舞いかかる

木曾節の中で私のもっとも好きな一節である。こんな旅がしたいのである。

先だって南米ブラジルに講演をかねた夫婦二人の珍道中をしてきた。日本語も英語も通じないブ

ラジルだし、治安も良くない。不安がいっぱいなのである。でも無事、地下鉄にも乗れたし、言葉なんてまったくわからないマーケットで買い物もできた。もしかすると強盗が出るかも知れないという寝台バスで夜中13時間もゆられて1,000kmも走った。ものすごい暑さのアマゾンのジャングルも経験できたり、車のワイパーなんてまったく役に立たないほどの激しいスコールにも見舞われた。それにもまして多くの人々の親切が身にしみた楽しい旅であった。

人生は重い荷物を背負って旅をするようなものであると昔の偉い人が言っている。人それぞれに条件のちがう生き方をしている。でもどうせ死ぬまでしか生きていないのだから、自分の好きな道を歩き、人生を楽しくしないと損をする。

近頃、働き過ぎ、そして過労死が大きな社会問題となっているが、この世の中、何処かで重い荷物を下して休み、樂しまないと長生きできないのではないのだろうか。

あと何年か経つとこの地球上に二酸化炭素が25%も増える計算した人がいる。当然人間なんて地球上に生存できなくなってしまう。計算上のことだろうが危機がせまっていることはたしかである。

長良川河口ぜき問題をはじめ、ブナ林乱伐、観光、建設、ダムそしてゴルフ場による開発など山積している。自然の大切さ、すばらしさ、雄大さ、そして楽しさを理解できるような教育がなされなければならない。もう手遅れかも知れないが。

私の昆虫博物館には友の会があり、親子で採集に観察に標本作りに、目を輝かせながら参加しています。そして、年4回会誌を発行しているのですが「昆虫楽会」なので学会ではないところに注

## エッセイコーナー

目して下さい。又年1回写真集を儲かりもしないのに道楽で出しているのですが。これも題して「虫遊記」。

私の本業の昆虫博物館なんていうものは、どっちみち儲かるものではないのだから、自分が楽しみながら仕事をしなければやって行けるものではない。

私の話は面白いといわれています。そうなんです。こっちが楽しんで話をしているからなのです。

博物館の仕事の重要な部分の一つは、普及事業なのです。やさしいことをむずかしく考えたり、偉そうな、わけのわからないことを話したりして

はいけないと思うのです。

私の裏を知っている人たちは嘶家（はなしか）ではないかといいます。東京生まれの私は小学校の頃、新宿の末広へ落語を聞きに行き、びっくり。こんなすごい話芸があるんだなと感動。それ以来寄席通いをはじめたのです。

昆虫と落語。結びつかない不自然さが特異なキャラクターを生んで、それが時流に合いまスコミに乗れたのだし、人生を思うがまま生きている自由人だと、ある友人が私のことを評したが、自分ではわからないが人生楽しく生き抜いていることはたしかである。

## 新入会員の紹介

※平成2年9月1日～12月31日までに入会された会員は次のとおりです。

### 正会員

| 社名・TEL                  | 代表者氏名 | 〒      | 住所                  | 最終 | 中間 | 収運 | 県内・県外 |
|-------------------------|-------|--------|---------------------|----|----|----|-------|
| 各務原衛生株<br>0583-82-6151  | 井戸輝雄  | 504    | 各務原市三井北町<br>3-15    |    |    | ○  | 県内    |
| 三総土木(有)<br>0594-76-3300 | 平野五十代 | 501-12 | 四日市市市桜台<br>2-5-622  |    |    | ○  | 県外    |
| 興和産業株<br>052-937-4753   | 小林幸市  | 461    | 名古屋市東区新出来<br>2-8-22 |    |    | ○  | 県外    |
| 合計                      |       |        | 6社                  |    |    | 3  |       |

### 「産業廃棄物資源化セミナー」が開催されます！

(財)クリーンジャパンセンター元田鉄矢氏による講演会「産業廃棄物の資源化と地球規模の環境保全について」が、次により開催されます。是非ご来聴ください。

1、日時 平成3年3月1日(金)午後1時30分から4時まで

2、場所 関市桜本町2-30-1 「関市文化会館」

共催：岐阜県、(社)岐阜県環境保全協会、岐阜県公害防止協会

### 処理業者から見たマニフェスト

マニフェストシステムは完全に実施されるべきものと思う・しかし、完全実施は無理だとも思う。その理由を次のように考えている。

1. 行政間の協議が充分と思えず、不統一ではないか。マニフェストシステムは全国統一であることに意義がある。
2. マニフェストの記入方法は簡略化することが必要である。
3. このシステムを履行しない例が多く、不公平を感じる。
4. 行政を中心とした広報活動を展開する必要がある。
5. マニフェストの実施には、中間処理施設、最終処分場の確保（迅速な許可事務）が第一で、次いで一般廃棄物と産業廃棄物の明確な区分と無許可業者の徹底取締が必要である。

(A)

### 排出事業所と処理業者との懇談の中から

1. 紙・木くずなどには業種指定があるが、個人であれ業者であれ質的には変わりはないのに……

(助言) 産業廃棄物の指定は、単に質的な面からのみ行われているのではありません。量的に市町村清掃業務で対応し得ない場合も考慮されています。

2. 産業廃棄物又は当該処理業者だから「野焼き禁止」では、現実的に不公平だ！
3. 一般廃棄物の中に産業廃棄物を混入して、市町村処理場へ搬入する例がある。
4. 積み替え保管施設は収集運搬業務の一つの要件だと思うが、原則「禁止」に苦慮している。
5. 「再委託」は禁止されているが、現実的ではないように思う。
6. 産業廃棄物問題が、これ程逼迫しているとは思わなかった。事業所に対する情報伝達に配慮すべきだと思う。

(事務局)

### エレクトロニクス時代の 新たなる指標に



HITACHI



Excellent Excavator  
**Landy**  
EX-11-1

マルアイ商事株式会社

岐阜県大垣市赤坂町3351

☎ 0584-71-1811(代)

## 廃棄物処理設備等に係る税制改正について（速報）

平成3年度の税制改正（廃棄物関連分）は、次のとおり行われることに決定されましたので、ご承知ください。

### 1. 国税関係

- 1) 公害用設備（汚水処理用設備、ばい煙処理用設備並びに産業廃棄物処理用設備のうちの高温焼却装置、有害汚泥処理装置及び鉄物は廃砂処理装置）に係る特別償却制度については、特別償却率が20%から19%に引き下げられるとともに、適用期限が延長されたこと。（所得税、法人税）
- 2) 廃棄物再生処理用施設（廃プラスチック類再生処理装置）に係る特別償却制度については、現行のまま適用期限が一年間延長されたこと。（所得税、法人税）
- 3) 最終処分場災害防止準備金制度の創設：廃棄物処理業者が、最終処分場の埋立終了後に必要となる災害防止に要する費用の支出に備えるため積み立てた金額を、準備金として損金に算入する特例が創設されたこと。（所得税、法人税）

### 2. 地方税関係

- 1) 汚水処理施設等に係る非課税措置の対象に、水質汚濁防止法に規定する指定地域特定施設等を設置する工場等が追加されたこと。（固定資産税）
- 2) 汚水処理施設等の用に供する土地に係る非課税措置の対象に、水質汚濁防止法に規定する指定地域特定施設等を設置する工場等が追加されたこと。（特別土地保有税）
- 3) 公害防止施設に対する資産割及び新增設に係る非課税措置の対象施設に、水質汚濁防止法に規定する指定地域特定施設等を設置する工場等が追加されたこと。（事業所税）

### 3. 地価税（仮称）関係

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の用に供されている土地についての課税価格の計算に関する特例措置（2分の1課税）が認められたこと。

### ひとこと

会報の校正に手間取っているうちに、湾岸戦争の報が飛び込んできた。地球の自転速度は変わらないのに、社会の動きだけが徒に早い。この地域は、世界の石油の宝庫である。戦況の推移以上に石油の供給問題に関心が高いと評したら皮肉だろうか？

無差別に排出される廃プラスチック類の処理に泣かされている私達からすれば、皮肉の一つも言いたいところである。

それにしても、石油の化身が廃プラスチック類である。緊急時のため石油備蓄以上に、石油源として安定な廃プラスチック類を備蓄するくらいの発想が欲しい。

難点は、還元技術とコストにあるとしても人間には英知がある。資源の乏しい日本の経済が、英知（技術）に支えられているという。

気力のある人は、「貧乏」、「不幸」、「虚弱」そのいずれかを持ち合わせているともいう。

## 編集後記

会員の皆様、益々のご清栄を心からお喜び申し上げます。

当会報第6号を発行するにあたり、ご多忙中、原稿をお寄せ頂きました皆様に、厚くお礼申し上げます。

これからも岐阜県環境保全協会の機関誌として、皆様に親しみやすい内容と、ご参考にして頂ける特集を織り込むようつとめて参りたいと存じますので、皆様方からご意見などお聞かせ頂きたいと存じます。

過日岐阜新聞によりますと、アホウドリの幼鳥の90%がプラスチックかビニールを体内にとどめているとか、イタリアのアドリア海岸に打ち上げ

られた、体長9メートルのマッコウクジラの死体の胃袋には50枚余りのビニール袋が出てきたなどの、ショッキングな記事がありましたが、大自然のいとなみは、土から生まれて土にかえる時代でしたが、今日の化学製品は時がたっても土にかえらない。この化学製品が日常生活の中に際限なく増えていることを思うとき、国境を越えて全人類の問題として、今すぐ真剣に取り組まなければならない時代であることを痛感しました。その一歩一歩前進する為の灯となる機関誌になる事を祈念してやみません。

(広報編集委員・後藤昭二)

### ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村けい

副委員長 蒔田浩

委員 後藤昭二 高井信夫 富田茂

野々村清 野村清 晴坂喜一

#### 事務局から

忙殺されている編集事務の中味だけは「新春」です。せめて会員の皆さんには正月気分でこの冊子を読んでいただきたいと、焦りましたが間に合いませんでした。

それにしても、山積する難題を抱かながら年を越すことになりましたが「産業廃棄物対策基金の創設」など着実に協会業務は進んできました。会員各位のご協力に感謝するものです。

さて「ぎふ保全協会報」も第6号を数えることとなりました。会報は「協会の顔」でもあります。

山村委員長をはじめ各委員は、その都度会議を持たれながらすばらしい企画を樹てて来られました。その一つとして今回は「会員の声」の掲載を試みられました。

会報が情報の一方通行となっては、委員各位の労も報われないと思われます。ご意見あるいはご質問でも結構ですから、是非投稿していただきたいと大きな期待を寄せております。

最後になりましたが、新しい年が次なる飛躍の年であることを期して、事務局一同頑張っております。

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用しております。)



### 協会のシンボルマーク

本県の頭文字を山にちなみ、処理業界、排出事業者及び、行政が三位一体となって協会の使命を果たすべく期待が込められています。

平成3年1月20日発行

第6号

編集  
発行 社団法人 岐阜県環境保全協会

理事長 梶原拓

〒500 岐阜市薮田1丁目101番地 水産会館1階

TEL <0582> 72-9293

FAX <0582> 72-6764

印刷 共和印刷株式会社